

令和 8 年度広島県農業関係施策検討会議議事概要

I 日 時 令和 8 年 7 月 23 日（木） 9:30～12:00

II 場 所 広島県庁北館 102 会議室（広島市中区基町 10 番 52 号）

III 出席委員 細野委員（議長）、大井委員、大内委員、奥委員、西原委員、宮地委員

IV 議 題

1 日本型直接支払制度について

- （1）日本型直接支払制度
- （2）中山間地域等直接支払交付金
- （3）多面的機能支払交付金
- （4）環境保全型農業直接支払交付金

2 強い農業づくり総合支援交付金について

- （1）強い農業づくり総合支援交付金の概要
- （2）事業実施一覧
- （3）取組概要

3 消費・安全対策交付金について

- （1）消費・安全対策交付金の概要
- （2）家畜衛生の推進
- （3）海洋生物毒等の監視の推進、養殖衛生管理体制の整備

4 卸売市場緊急整備事業について

- （1）卸売市場緊急整備事業の概要
- （2）事業実施一覧

V 担当部署 広島県農林水産局農業生産課

電話（082）513-3564

VI 会議内容

1 日本型直接支払制度について

(1) 日本型直接支払制度

日本型直接支払制度は、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援するものであり、「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の3つの交付金により構成されている。

このうち、多面的機能支払については「農地維持支払」と「資源向上支払」に大別される。基本となる農地維持支払は必須の活動として位置づけられており、農地法面の草刈りや水路の泥上げといった基礎的な保全活動を支援する。さらに、資源向上支払を組み合わせることで、水路のひび割れ補修や植栽活動といった地域資源の質的向上を図る共同活動を広く支援する制度となっている。

また、中山間地域等直接支払については、平地と比較して農業生産コストが高くなる中山間地域の不利性を補正するため平成12年度に制度が創設され、単に生産コストの差を埋めるだけにとどまらず、交付金を活用しながら草刈りを含めた様々な地域活動を幅広く支援できるメニューとなっている。

これら各支払の交付単価については、田・畑・草地といった区分や、中山間地域等直接支払においては傾斜の度合い、加算措置などにより細かく単価が設定されている。広島県では、これら3つの交付金制度を効果的に利用しながら農地の維持に努めており、現在策定作業を進めている「2030 広島県農林水産業アクションプログラム」（以下「2030 アクションプログラム」という。）においても、これらの交付金を活用して農地維持を図る方向で議論を行っている。

(2) 中山間地域等直接支払交付金

平成12年度の創設以降、5年ごとに制度の見直し（期対策）を行っており、令和6年度に第5期対策が終了し、昨年度（令和7年度）から「第6期対策」がスタートした。これに伴い、内容が一部改定されている。

昨年度（令和7年度）の実施状況について、県内における協定数は1,400弱となっており、集落ごとに活動を行う「集落協定」と、個別の営農形態で行う「個別協定」の2つの区分により、多くの農業者や非農業者、地域法人等に参加いただいている。全体のカバー面積は約1万9千ヘクタール、交付金額は全県で26億余円に上る。交付単価については基礎単価（8割単価）が基本となるが、取り組み要件によっては体制整備単価（10割単

価）が交付される。

なお、令和6年度から令和7年度への期変わりにおいて、活動面積および協定数が減少する状況が見られた。これは、5年間の継続的な活動が困難と判断した集落協定が活動を停止したことによるものと考えられる。過去の期変わり時にも同様に面積が大きく減少したものの、その後、再参画の動きや周辺農地の取り込みにより徐々に取組面積などが増加する傾向が見られており、県としては引き続き市町と連携して取組の強化を図っていくこととしている。

集落協定の概要として、交付金の使途は比較的広く認められており、農業者個人への配分（コスト補正）のほか、共同活動（草刈りや共同維持管理、鳥獣害防止対策等）の資金にも利用されている。また、ため池改修などの地元負担金への充当といった積立金としても活用されている。

第6期対策から導入された「体制整備単価（10割）」の取得には、「ネットワーク化活動計画」の作成が必要となる。これは、高齢化や担い手不足による活動停止に陥らないよう、近隣組織との統合や多様な組織・農業者以外の参画を進める計画である。

さらに、第6期では「ネットワーク加算」（後継者確保や定量的目標の設定等の要件適合）や、ドローン、自走式草刈機の導入等を支援する「スマート農業加算」などの加算措置も新設されている。

個別協定については、集落全体ではなく特定の個別経営体（認定農業者や農業法人等）が取り組む形態であり、直近では集落協定から個別協定へ切り替えるケースなどもあり、個別協定の数は増加傾向にある。

（3）多面的機能支払交付金

広島県内の取組状況について、農振農用地を有する20市町のうち17市町で制度が導入されている。令和7年度末時点の農振農用地面積（5万1千721ヘクタール）に対し、本制度の取組面積は18,507ヘクタールであり、農用地のカバー率は35.8%となっている。

平成19年度（前身である農地・水・環境保全向上対策等）からの推移を見ると、多面的機能支払交付金が創設された平成26年度以降に取組面積が大きく拡大したが、近年は伸びが鈍化傾向にある。また、老朽化した農業用施設の補修・更新等を行う「長寿命化」の活動については、全国的に予算が不足している影響から、要望のある全組織へ配分できていない状況にある。

令和7年度の実績としては、県内682組織において活動が実施された。前年度（714組

織)と比較して組織数が減少しているが、これは活動組織の広域化に伴う合併が進んだことによるものである。一方で、取組面積についても高齢化や農業者減少の影響により、前年度から24ヘクタール減少している。

活動内容については、農地維持支払における畦畔や水路の草刈り、泥上げが大きな割合を占めており、毎年、各市町が現地調査や書類確認により活動状況の確認を行っている。

今後の課題として、活動組織の高齢化や担い手不足が深刻化する中、県としては「活動組織の広域化（合併）」や「担い手への農地集積」を重点的に推進していく。昨年度も対前年比で11組織が広域化を達成しており、引き続き市町と連携し、組織の体制強化を図る。

(4) 環境保全型農業直接支払交付金

本事業は、昨年度から第3期がスタートし、令和11年度まで実施される予定であったが、令和9年度からの新たな水田政策の見直しに併せて、新制度に切り替わるため、今年度が第3期の最終年となっている。

事業内容の(2)以外に変更はない。(2)対象者の要件については、全ての国庫補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組を要件化する「みどりチェック」が導入されたことに伴い、「環境負荷軽減のチェックシート」から「みどりチェック」チェックシートに名称が変更された。

令和7年度の全体の取組面積は725.24haで、取組面積が最も大きいのは、堆肥の施用で、480.86haとなっており、全体面積の約7割を占めている。市町別の実績について、県内13市町で取組がされており、取組面積が大きい市町は、庄原市、三原市、世羅町となっており、この3市町で全体の約7割を占めている。令和8年度の計画について、全体の取組面積は825.16haで、昨年度実績と比較して、約100ha増加する見込みとなっている。取組別の面積を見ると、堆肥の施用が約73ha、有機農業の取組が約18ha増加する見込みとなっている。また、交付見込み額については、47,624,800円となっており、昨年度実績に比べて、約550万円の増加する見込みとなっている。

最終評価報告について、本事業は、令和7年度から令和11年度までの5年間で第3期としていたが、令和9年度からの新たな水田政策の見直しに併せて、新制度に切り替わるため、今年度は当該事業の第3期の最終年にあたることから、最終評価を行うこととなっている。国指定の報告様式に従ってとりまとめたので、御意見をいただきたい。

「地球温暖化防止効果」について、炭の投入、長期中干し、秋耕がメニュー化された。本県における炭の投入の取組面積は、令和7年度は35haで、令和8年度は36haの見込

み、長期中干しの取組面積は、令和7年度は195haで、令和8年度は225haの見込み、秋耕の取組面積は、令和7年度は288haで、令和8年度は331haの見込みとなっており、いずれの取組も面積拡大が見込まれる。

なお、温室効果ガス削減量について、令和7年度の533tCO₂/年から令和8年度には608tCO₂/年見込みであり、温暖化防止に寄与されるものと評価している。

次に、「生物多様性保全効果」について、生物多様性保全の取組として、有機農業・総合防除がメニュー化されている。本県における有機農業の取組面積は、令和7年度は135haで、令和8年度は153ha（見込み）、総合防除の取組面積は、令和7年度は0haだったが、令和8年度は7ha（見込み）となっており、いずれの取組も面積拡大が見込まれることから、生物多様性保全に寄与されるものと評価している。

また、「その他の効果」については、講演会やチラシ配布等による有機農業等に関する情報発信を通じて、消費者へ有機農業への理解が深まったものと考えている。

「IV事業の評価及び今後の方針」及び「事業の評価」について、本県における令和8年度の取組面積は令和7年度から約14%増加する見込みとなっており、着実に取組が拡大していると受け止めている。

取組面積増加の主な要因は、化学肥料の高騰による対応策を、本事業で検討する中で、比較的取り組みやすい堆肥の施用の取組が増加したことによると考えている。

「今後の方針」について、現在策定している「2030 アクションプログラム」においても環境にやさしい農業を位置づけるとともに、引き続き施策を進めていく。特に、水稻等の主要品目を中心に、生産性の確保と両立した環境にやさしい農業の拡大を推進していく。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全効果の高い営農活動を推進するため、本事業に取り組んでいる担い手等が、みどりの食料システム法に基づくみどり認定や、「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証を取得できるよう支援していく。さらに、消費者・実需者の理解・共感を高めて環境にやさしい農産物が選択されるよう、環境にやさしい農業の取組の見える化と理解促進に取り組んでいく。

質 疑

委 員 同じ地域において「中山間地域等直接支払」と「多面的機能支払」が重複して交付されるケースはあるのか。

事務局 制度上重複は認められており、実際に中山間地域等直接支払と多面的機能支払交

付金の双方を重複して利用している地域は多く存在する。

事務局 環境保全型農業直接支払についても、要件を満たせば同一の地域・団体が重ねて支援を受けることが可能である。

委員 現在策定中の「2030 アクションプログラム」において、これら3つの直接支払制度（交付金）について取組の拡大や縮小など、何か変更等の動きはあるのか。また、県独自で内容を変更することはできないのか。

事務局 本制度は国の制度であるため、県独自で取組に係る枠組みを大きく変えることは考えていない。国が定めた事業内容に沿って、県の施策を推進するために有効活用している。

委員 国、県、市町の予算の負担比率はどのようなになっているのか。

事務局 基本的には国 50%、県 25%、市町村 25%の割合で構成されている。

委員 25%の地方負担比率は市町によって変えられないのか。

この事業は現場の申請書類作成が非常に煩雑であり、手続きの負担が大きいことが現場の課題となっている。新設された「ネットワーク化活動計画」についても、事務負担になっているのではないかと。県や市町のサポート体制はどうなっているのか。

事務局 負担比率については国や県市町の交付要綱等で定められているため、県独自での変更は困難である。

なお、「ネットワーク化活動計画」は作成を行わなかったとしても、基礎単価の交付は可能である。

一方で、事務手続きや計画策定の負担が大きいという声は以前から認識している。

これに対する支援策として、本県では交付金で認められている事務代行を進めたいと考えており、複数の団体との連携を図っている。

ただ、小規模な組織では事務代行の委託費の捻出が難しいため、「ネットワーク化活動計画」を通じて近隣集落と組織の統合・広域化などを図り、母体を大きくすることで、委託費を円滑に捻出できる体制への移行を、市町と連携しながら進めていく。

事務局 環境保全型農業直接支払の取組が増えると、市町の負担は当然増えていく。来年度の新たな水田政策の見直しでは、環境負荷低減に関する計画が要件になるため、国の説明会議でも複数の都道府県から（手続きの負担軽減等）要望があった。県としても市町等の事務手続きの負担については課題であると認識しており、国に実情を伝えていく。

事務局 農業者の高齢化や地域人口の減少が進む中、農地や施設の維持には農業者だけで

なく、非農業者や地域住民、多様な人材の参画が不可欠である。この交付金事業が地域資源の維持に大きく寄与しているため、幅広い参画を得られるよう「2030 アクションプログラム」の見直しを行い、利用促進を図る。

委員 市町の体制などによって事業実施状況に差異があると感じる。県として、市町の取組状況を把握し、他市町へ優良事例を情報提供するなどのアプローチはできないか。

最終的には市町の 25%の予算負担を議会が承認するかが事業拡大の鍵となるため、県からのアプローチが重要である。現場をよく知る普及指導員や JA 等とも密に連携し、本当は要件を満たしているのに申請や加算が漏れているような組織がないか、きめ細かな情報提供と啓発活動を強化してほしい。

事務局 市町向けの担当者会議等を通じて、制度改正の周知や取組への働きかけは随時行っている。市町の実情は様々だが、農業者の皆様に制度の周知が行き届くよう、県としても引き続き情報提供と啓発活動に取り組む。

委員 中山間地域等直接支払において、5年ごとの期変わりに一度離脱した集落が、翌年等に再び参画する場合、残りの期間（3年間など）だけの活動となるのか。それとも途中参加でも5年間の縛りが発生するのか。5年の義務感があるために更新期で申請自体を諦め、それが契機となって離脱を招いている。トランジション（移行期）における柔軟な措置や、事務簡素化に向けた国への具体的な現場要望は行っているのか。

事務局 国の現行制度上、期の途中から参加した場合は、その期の残存期間で交付は行うものの、活動自体は参加から5年間の継続が必要になる。

事務負担の課題については、国へ要望しており、国からも次期対策に向けて検討する旨の回答を得ている。引き続き、現場の実情を踏まえ、国に伝えていく。

委員 中山間地域等直接支払において集落協定が減少し、個別協定が増加している傾向について確認したい。集落協定が維持できなくなった地区において、その中にいた特定の法人や個別農家が「個別協定」として手を挙げ直しているという認識でよいのか。

また、個別協定となった場合、これまで集落協定の構成員として草刈り等に参加していた「非農業者」の扱いはどうなるのか。個別協定への移行によって、地域住民が維持活動に従事しなくなる（地域活動が途絶える）懸念はないか。

事務局 個別協定については、特定の個別経営体や法人に農地が集約された結果、実態に合わせて集落協定から個別協定へ移行するケースが多いと考えている。

集落協定では非農業者も構成員として位置づけられるが、個別協定は単体の経営

体による協定となるため、原則として非農業者の構成員は含まれなくなる。

ただし、個別具体の事例においては、移行した法人が周辺法面の草刈り作業等を地域の非農業者に委託し、対価（賃金等）を支払う形で協力を得ながら、実質的にこれまでの共同活動のネットワークを維持しているケースもあると考える。

2 強い農業づくり総合支援交付金について

(1) 強い農業づくり総合支援交付金の概要

当事業は、産地の収益力強化や持続的な発展及び食品流通の合理化を目的に、農業者等に対して、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援するものである。

本年度は卸売市場の取組はないため、産地基幹施設等の支援のみの説明を行う。

産地基幹施設等支援タイプは、通常枠としてアの産地収益力の強化に向けた総合的推進、国の重点施策の推進枠としてイの農産物の輸出の推進、ウのみどりの食料システム戦略の推進、エの産地における戦略的な人材育成の推進に分かれている。

当事業は、国から、県、市町を経由して農業者等へ支援を行うという流れになっている。

(2) 事業実施一覧

農業生産課所掌分については、東広島市と神石高原町の2地区があり、いずれも企業経営体の育成に係る取組となっている。

1つ目はア 通常枠の産地収益力の強化の取組で、東広島の株式会社カワカミ蓮根が、れんこんの出荷貯蔵施設の整備に取り組むものである。

株式会社カワカミ蓮根は、熊本県のれんこん経営体で、栽培面積が42ha、販売額が6.5億円と日本有数の販売額を誇る経営体である。令和4年度に県の先進農業企業参入促進事業の県内初事例として東広島市に参入されている。令和10年度には栽培面積を14.3ha、販売額を1.8億円へ拡大する計画となっている。

成果目標については、上位規格品等の割合の増加および契約取引割合の増加の2つを目指されている。これは、現在選果・出荷作業の十分なスペースがなく、作業効率が悪いという課題を解決するため、新たに集出荷施設を整備して、選果・出荷作業の効率化を図り、十分な選果作業時間が確保されることで上位規格品の出荷率を32%まで向上させるとともに、品質向上・安定出荷によって、契約取引割合を95.4%まで増加させる計画となっている。

2つ目はウ みどりの食料システム戦略枠で、神石高原町の大成ファーム株式会社による、ミニトマトの生産技術高度化施設、低コスト耐候性ハウス等の整備である。大成ファーム株式会社は、有機質肥料等の製造・販売を行っている大成農材株式会社の子会社である。令和5年度から三原市大和町においてミニトマトの栽培を開始され、令和7年度には40aまで規模拡大し、今回神石高原町において新たに64aのハウス整備を

計画されている。

成果目標としては、化学肥料の使用量の削減および単収の増加の2つを目指されていて、高温期に有機質肥料の効果が安定しないことから、三原市では夏場に栽培できないという課題を解決するため、神石高原町光信の温浴施設に隣接してバイオマス発電、排熱利用ができる新たな整備地を確保された。これにより、周年で環境制御装置が使用でき、夏場において有機質肥料を使用した栽培が可能となり、また、夏場の最適な栽培環境を整えることで、単収を約12tまで増加させる計画となっている。

畜産課所掌分については、ア 産地収益力の強化に向けた支援タイプである。

安芸高田市において、有限会社向原農園が、鶏卵処理施設、いわゆるGPセンター（グレーディング&パッケージ）を整備し、関連施設・機械を新設・導入する。

事業費は約28億円で、うち8億6千万円、約3割が国庫補助金である。

目標年度は令和10年度で、成果目標は、鶏卵100kgあたりの処理コストの1%以上の削減及び鶏卵処理施設内における廃棄ロス割合の0.2ポイント以上の削減である。

（3）事業実施一覧、スケジュール（想定）

有限会社向原農園の鶏卵処理施設の整備事業の概要は、機能向上による収益性の向上は元より、処理の効率化・省人化による、労働力不足の解消を図るための施設整備となっている。

当該農場では、今後の規模拡大に伴い、更なる雇用が必要となる一方で、従業員の高齢化の進行により労働力不足が課題となっている。また、既存従業員の労働環境の改善や、国際競争に負けない低コスト化の実現も求められている。

そこで、本事業では、機能を向上させたGPセンターを整備し、処理の効率化および省人化を図ることとされている。

現在、入札準備を進めており、計画通りに進んでいる。

質 疑

委員 ここに記載されていない要望が、例えば10件あって、広島県で絞って応募しているのか。それとも手を挙げられたものを採択に向けて支援されているのか。また、カワカミ蓮根は継続して県として支援している状況だが、当初から十分な選果場を整備する計画はなかったのか。

事務局 畜産課所掌分と併せて5件応募があり、そのうち3件採択された。

事務局 応募したい人が手を挙げられて、それで県で採択されるように支援をして、応募で

きる状況までもっていく。1年がかりくらいで計画されている。

委員 応募のあった5件は中心的な農業法人か。

事務局 法人や中心的な農家に限っているわけではない。

委員 農業外企業が農業に参入する際に、うまく活用できればいいと感じた。

事務局 2点目の質問について、カワカミ蓮根は当初14haの規模拡大を想定していなかったもので、簡易な選果場を準備していたところ、計画通り14haに拡大できたため、改めて選果場を整備する運びとなった。

ポイントは現在の経営状況に応じて加算されるため、新規就農であればポイントを取りにくい制度となっている。県内で栽培を始めていない場合採択が難しいという実態もあった。

委員 全国的にみて、この採択状況は優秀と言えるのか。

事務局 公表されていないため明確な回答はできない。例年通りであれば不採択となる地区は多くない状況であったため、競争率が高かったものと推測している。

委員 事業規模の上限はあるのか。

事務局 目安とすれば総事業費5000万円以上。施設ごとに過剰投資とならないように上限事業費の設定がある。

委員 ポイント制という話だったが、調べたらわかるものか。事業性を評価されるものなのか。

事務局 公表されている。費用対効果を算出するようになっている。そこで事業の継続性を確認する。ただ、費用対効果は直接採択ポイントには影響がない。2つ設定する成果目標の数値に応じてポイントを加算する仕組みである。

委員 農業外企業の参入を視野に入れると、農業関連の目標に対してポイントが加算される仕組みでは採択が難しいと感じた。

経営効率や継続性のところで見てもらえれば企業外参入の際に紹介しやすいのではと感じる。

事務局 生産性の向上という視点を持った事業なのでその視点は確かに不足している。

委員 熊本のカワカミ蓮根が広島で生産を始められたのはいい取組だと思っている。東広島市への誘致交渉をする際にどのような利点が決め手だったのか。

事務局 自治体の方で必ず農地を確保するということを前提として行った。

それ以外に、カワカミ蓮根にとって東広島市の農地が魅力的だった、単市事業を持っている、国庫事業の活用を行政全体でバックアップする、ということで参入を決め

られたと思っている。

委 員 （有）向原農園の自己負担資金は融資等どうしているのか。

事務局 補助残融資はスーパーL 資金を活用。

委 員 鳥インフルエンザが発生しないか懸念される。

事務局 機能向上したG Pを整備するため、鳥インフルエンザ対策も含めた前向き投資。

委 員 畜産は2件あったのか。

事務局 同じ会社がG Pと鶏舎を要望していたが、G Pのみの採択となった。

委 員 （有）向原農園の受益戸数2戸とは。

事務局 当該G Pでは、自社鶏舎からの原卵と関連会社から仕入れた原料卵を処理する。

3 消費・安全対策交付金について

(1) 消費・安全対策交付金の概要

この交付金は、消費者に安全な食料を安定的に届けるために、生産から供給にいたる各段階において、リスク管理や病気の発生予防に充当できる交付金となっている。

本県における取組概要は、目的別に大きく2点あり、目的①の農畜水産物の安全性の向上として、海洋生物毒の監視、目的②の伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止として、アの家畜衛生の推進とイの養殖衛生管理体制の整備である。

(2) 家畜衛生の推進について

令和6年度補正事業分は特別交付型に取り組んだ。

特別交付型は、情勢に応じ取り組む必要があるような重要な項目について、国が枠を措置するもので、近年、国内で広がっている豚熱や近隣諸国におけるアフリカ豚熱の発生が継続して確認されており、これらの疾病への対策が必要ということで、国が予算化した交付金である。

令和6年度の補正分の内容は、これら疾病の県内養豚施設への侵入防止対策で、早期発見するため、豚熱やアフリカ豚熱を伝播させる野生いのししの検査を実施した。

実績は、(1) 野生動物の対策強化として、県全域で300頭の捕獲いのしし等の豚熱検査を実施。(陽性1頭、陰性299頭)

関連機器の整備として、当該検査を円滑に行うため、検査機関に全自動拡散抽出装置を整備した。

成果は、養豚農場での豚熱及びアフリカ豚熱の発生が0件であり、達成と評価した。

事業費は526万円余(5,265,000円)、うち交付金相当額は353万円余(3,532,000円)となっている。

令和7年度当初分について、畜産物の安全性を確保するために、生産段階における取組として、死亡牛のBSE検査、検査の精度管理、伝染性疾病の発生に備えた関係機関への説明会及び防疫演習、畜産農家における動物用医薬品の適正使用の調査等を実施した。

目標値の考え方は、(消費・安全対策交付金の)実施要領に基づき、検査件数に対する家畜伝染性疾病の検出割合を目標値として設定し、伝染性疾病がどれだけ減ったかという減少率を評価するものである。

具体的な取組については、(1)監視体制の整備・強化では、検査機器の校正や外部精度管理を実施。(2)家畜の伝染性疾病の発生予防では、畜産農家が遵守すべき飼

養衛生管理水準向上のための取り組みを行った。(3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止では、高病原性鳥インフルエンザなどの疾病が本県で発生した際の体制整備として、関係機関等への説明会、防疫演習を行った。(4) 畜産物の安全性の向上では、HACCP研修会への参加や動物用医薬品の使用実態調査、薬剤耐性菌調査などを行った。(5) 関連機器の整備では、家畜伝染病の検査機器の整備を行った。

成果は、令和7年度実績は疾病発生件数61件、検査件数9,403件で、指標となる充実度は84.4と大幅に上回り、達成度は80.3%となった。

評価として、国の防疫指針の変更により、鳥インフルエンザや豚熱検査件数が減少した。変更内容としては、鳥インフルエンザに関しては検査機関の短縮及び検査項目の減少、豚熱に関しては、検査回数の減少。このことから、目標とする検査件数に達していないが、国が示す80%以上とする指標は達成したと評価している。

引き続き伝染性疾病の発生件数の減少に向けた取組を進めていく。

事業費は659万円余(6,591,168円)、うち交付金相当額は302万円余(3,029,000円)となっている。

特別交付型について、豚熱及びアフリカ豚熱の侵入防止対策として、広島空港国内線出口への靴底消毒マットの設置を行った。

成果として、養豚農場での豚熱及びアフリカ豚熱の発生0件であり、達成と評価した。

事業費は58万円余(584,364円)、うち交付金相当額は29万円余(292,182円)となっている。

(3) 海洋生物毒等の監視の推進、養殖衛生管理体制の整備

・海洋生物毒等の監視の推進

食品としての二枚貝の安全性確保を図ることを目的として海洋生物毒の監視とノロウイルスの監視を実施。海洋生物毒の検査対象地点は、かき16地点、アサリ6地点、ムラサキイガイ1地点の計23定点。検査回数は、麻痺性貝毒10回、下痢性貝毒1回の計11回であった。

実績値は208回であり、目標値は、県の貝毒対策実施要領で定められた検査定点数と検査回数に基づく207回としていたため、目標を達成した。令和7年度は、アサリの出荷自主規制及びかきの注意体制が発生したことにより、臨時検査を実施したため、検査回数の増加につながった。規制値を超えて毒化したものは消費市場に流通していないため、安全性は確保されたと考えられる。

ノロウイルス監視調査は、かきを対象に15定点で実施。検査回数は8回であった。

実績値は 116 回で、目標値を 120 回としていたため、達成度は 96.7%となった。目標値を下回った理由としては、かきのへい死が発生したことにより、シーズン開始直後に検体確保が難しかったことが挙げられる。

当事業の事業費は 916,762 円で、うち交付金相当額は事業費の 1/2 の 458,381 円であった。

・養殖衛生管理体制の整備

養殖衛生管理体制の整備について、県内では海面でマダイ、ヒラメ、ノリなどが、内水面では放流用のアユ種苗や、マス類、観賞魚であるニシキゴイなどが養殖されており、これらの養殖魚の安全性を確保するため、魚病の発生予防及びまん延防止を図るとともに、養殖業者に対し水産用医薬品の適正使用について、指導を実施した。

事業実績について、対象経営体数 108 に対して、指導を行った経営体数は、指導会議によるものが 15、巡回指導によるものが 44、「水産用医薬品」の冊子を郵送する方法などのその他による指導が 101 となった。よって、養殖衛生管理指導を実施した経営体数は 101 となり、実績値は 93.5% (101/108) となった。なお、指導回数は目標値と同様の 101 経営体だが、令和 7 年度中に経営体数が 1 減少したことにより、実績値としては目標値の 92.7% (101/109) を上回る形となった。

事業費は 40 万円で、うち交付金相当額は事業費の 1/2 の 20 万円であった。

質 疑

委 員 事業費に人件費は含まれないか。

事務局 職員の人件費は含まれていない。

委 員 伝染性疾病の発生件数 61 件とあるが、どう評価すればいいか。

事務局 発生の半数程度は牛の伝染性リンパ腫であり、食肉市場で発見され廃棄処分されている。61 件は多くないため、リスク管理できる範囲と評価している。疾病によっては増加しているもの、減少傾向にあるもの、様々である。牛の伝染性リンパ腫について、本県はモニタリングや処分が適切に行われており、リスクが高いという状況ではない。

委 員 伝染性疾病の発生件数は毎年 50 件～60 件前後を推移しているのか。

事務局 その程度の件数を推移している。

委 員 発生件数は頭数でカウントされているのか。

事務局 頭数ではなく件数。1 件の中に複数頭発生している場合もある。

委員 温暖化が問題となっているが、家畜の疾病にも影響はあるか。

事務局 寒暖の中で、発生しやすい疾病はある。夏には熱中症によって生産性が下がる、免疫も落ちて疾病にかかりやすくなることもある。

暑熱対策は重要。新しい知見の普及等を行っている。細霧装置により空気中の気温を下げる、屋根に石灰を塗布し、白くすることで、反射させて輻射熱を防ぐ、太陽光パネルを設置して、建物自体の熱を下げる等、様々な対策がある。

委員 本交付金について、職員の人件費は含まれていないのか。例えば、貝毒発生監視調査など、人件費を含めると事業費はもっと必要だと思う。

事務局 「海洋生物毒等の監視の推進」について、人件費は含まれていない。検体購入費や検査機関への運搬費を充当している。

委員 かきのへい死対策について、本交付金で事業実施は検討していないのか。

事務局 へい死対策は別事業で実施している。本交付金は、あくまで二枚貝の安全確保を目的とした事業なので、出荷する二枚貝の衛生管理に関する事業に充当している。

委員 かきのへい死による事業者への影響は。

事務局 へい死の原因究明は、有識者会議等で検討を進めている。令和 7 年シーズンは、かきの生理状況と環境要因が重なり合ってへい死が発生したと考えられる。今夏の産卵、採苗が順調に進んでいる点は明るい材料の一つだが、今後も状況を注視していく。

委員 事業者への資金繰り対策は。

事務局 無利子融資の制度を設けて支援している。

4 卸売市場緊急整備事業について

(1) 卸売市場緊急整備事業の概要

この事業は、物流の効率化、農林水産物の輸出促進に向けて、卸売市場を再編集約、合理化、高度化するために施設等の整備を支援するものである。

現在、広島県では、広島中央卸売市場、福山地方卸売市場の整備を実施している。

広島中央卸売市場は、中央卸売市場と東部市場を統合し、現在の中央卸売市場の位置に再編することとしている。これまで、強い農業づくり交付金等で、国直轄事業として実施していたが、解体撤去費までは認められていなかった。卸売市場緊急整備事業においては、解体、撤去費も補助対象となったため、統合する東部市場の解体も補助対象となる。

福山地方卸売市場は、水産物を中心に輸出拡大することを目標に取り組むことから、輸出拡大に向けた卸売市場の高度化のメニューを活用する。輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設再整備支援に取り組むこととしている。

補助率は、広島中央卸売市場が10分の4以内、福山地方卸売市場が3分の1以内である。

(2) 事業実施地区一覧

広島中央卸売市場は令和15年度を目標年度として、荷捌き場施設、貯蔵・保管施設等の整備を実施する。今年度は施設整備に係る実施設計、周辺施設の構内舗装に着手することとしており、事業費は625,490千円余、国費は172,887千円余、成果目標は、集荷力の向上と物品鮮度の保持である。

福山地方卸売市場は令和14年度を目標年度として、売場施設、貯蔵・保管施設等の整備を実施する。昨年度、売場施設の一部である関連棟（賑わい施設）が完成した。今年度は引き続き売場施設の一部である、水産棟、衛生施設を整備することとしており、事業費は1,932,579千円余、国費は172,458千円余、成果目標は、物品鮮度の保持、輸出の拡大である。

(3) 取組概要

広島中央卸売市場の整備について、事業実施主体は広島市、令和5年度から令和14年度にかけて実施する。総事業費は49,395百万円、総国費は11,567百万円である。

当市場の抱える課題として、取扱高の低迷が続き、場内事業者の多くが厳しい経営状況にあること、相対取引が増える中、必要な施設整備への対応が遅れていること、コールドチェーンやHACCPに沿った衛生管理の高度化への対応が必要なことなどが挙

げられる。

整備後は、物流の効率化・合理化、中継共同物流拠点を整備による物流機能の強化、閉鎖型の施設整備を行うことによりコールドチェーンを確立し、H A C C P に沿った衛生管理が容易なものとなること等が期待される。

福山地方卸売市場の整備について、事業実施主体は（株）福山地方卸売市場、令和 7 年度から令和 11 年度にかけて実施する。総事業費は 10,731 百万円、総国費は 1,970 百万円である。

当市場の抱える課題として、50 年を経過する施設であり、老朽化や耐震性が低いこと、開放型の施設で温度管理ができず、衛生管理も十分でないこと、動線が非効率であること等が挙げられる。

ローリングによる全面建て替えを行うことで、品質維持や衛生管理の確保、流通ニーズに対応できるような加工、分荷機能導入、効率化を図る。また、余剰地には、関連の流通機能を誘致し、市場運営の負担軽減を図る。

老朽化、衛生、品質管理など流通ニーズへの対応不備といった課題を解消し、拠点市場としての地域への安全・安心な生鮮食料品の安定供給を実現すること、また、効率的かつ安全性の高い卸売市場を実現すること、輸出等の貯蔵施設を整備することにより、新たな輸出に向けた取組が可能になることが期待される。

質 疑

委 員 事業費が資料 4-2 と 4-3 で異なっているのはなぜか。

事務局 資料 4-2 は補助対象外も含む総事業費を記載しており、資料 4-3 は補助対象事業費のみの記載となっている。

委 員 県と広島市の関係はどうなっているのか。

事務局 広島市は開設者で、本事業の実施主体でもある。広島県は間接補助事業者として、市に補助金を交付する立場にあり、補助事業の指導・調整をしている。

委 員 国直轄の事業もあれば、県を経由する事業もあるということで理解した。

委 員 事業が変わったことで、広島市場は解体撤去費用が補助対象となり、その分補助額が上乗せされたのか。

事務局 東部市場の解体撤去をいつ行うのか未定ではあるが、解体の際には、補助対象として支援することになるため、その年度において上乗せされる。

委 員 場内事業者から今回の再整備により、使用料が 2 倍になるという話を聞いている

が、広島市と場内事業者での調整になるのか。

事務局 開設者である広島市が中心となって調整されている。県としては補助事業が適切に執行されるよう話合いの場に同席するなど支援を行っていく。

委員 中央市場と東部市場が統合されることによって、これまで東部市場で仲卸をされていた方は中央市場まで来なければならないので、遠くなってしまうが、その点の物流の問題はないのか。開設者である広島市が対策を講じられる部分と思うが、県として考えていることはあるか。

事務局 市場整備における国の方針として、現在の面積から広くなることはないので、例えば、卸売業者が同じ産地から仕入れるのであれば連携して仕入れるなど、共同輸送・共同配送体制を構築することを想定している。広島市についても物流ワーキングが設置され、検討をはじめられたところ。県としても国の方針に基づき、支援を行っていききたい。

委員 使用料が増えることによって、農家の手数料が増えることはあるのか。

事務局 市場手数料が上がる可能性もゼロではないと思う。しかしながら、物流の効率化を図ることなどにより、市場の運営コストを下げるのが可能となるなど、トータルで見ると調整される部分もあるのでは。

委員長 手数料を上げると他の市場との競争になり、広島市場には持ち込まれなくなることも懸念される。

事務局 市場にものが集まるというのはとても重要なポイントであり、物流等の効率化を図り、安定的に市民に農林水産物を提供し、さらに農家にもメリットがある形を模索する必要があると思っている。